

## 留学生を採用される企業の皆さまへ

「かがやき・つなぐ」北陸・信州留学生就職促進コンソーシアム（以下、本コンソーシアムという）金沢大学事務局において、貴企業に就職する留学生が在留申請する際に必要な「就職する企業等の提出書類」が簡素化される証明書「参画証明書」を一定条件のもと発行いたします。

発行証明書	参画証明書
<b>在留申請時の 優遇措置</b>	<p><b>就職する企業等の提出書類の簡素化</b></p> <p>留学生が「参画証明書」と「プログラム修了証明書」の両方を出入国在留管理局に提出することによって、「就職する企業等の提出書類」の簡素化を受けられます。</p> <p>具体的には、貴企業は以下の書類の準備が不要となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 労働者に交付される労働条件を明示する文書</li> <li>2) 事業内容を明らかにする資料</li> <li>3) 直近の年度の決算文書の写し</li> </ol> <p>※在留資格変更に必要な申請書類は下記をご参照下さい。 <a href="http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/zairyu_nintei10.html">http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/zairyu_nintei10.html</a></p> <p>※「プログラム修了証明書」は留学生が留学生就職促進プログラムを修了したことを証明するもので、所属のコンソーシアムより発行され、留学生本人に送付されます。</p>
<b>証明書発行者</b>	<b>金沢大学</b>
<b>発行条件</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①採用留学生が「プログラム修了証明書」を持っていること。</li> <li>②貴企業が留学生採用年度を含め3事業年度にわたり、本コンソーシアムに参画されていること。</li> </ol> <p>※本コンソーシアムへの参画とは、以下の活動を指します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) インターンシップ受入</li> <li>2) 教育プログラムへの講師派遣等の参画</li> <li>3) 積極的な留学生求人や本コンソーシアムセミナーへの参加 など</li> </ol>

以下、発行の流れを説明します。

## 発行の流れ

1

### 留学生からの提出書類の相談

採用留学生より「企業が準備する書類」について相談がある。

※「企業が準備する書類」については下記を参照

2

### 3事業年度参画の確認

本コンソーシアムに3事業年度参画について下記問合せ先に確認する。

3

### 3事業年度参画が確認された場合、留学生の「プログラム修了証明書」(写)を提出

留学生より「プログラム修了証明書」(写)を受取り、本コンソーシアムに提出する。

※メールでの画像送付でも可

※3事業年度参画が確認できなかった場合及び留学生の「プログラム修了証明書」がない場合、参画証明書の発行は行えません。貴企業で書類を準備する必要があります。

4

### 参画証明書の発行

本コンソーシアムにて参画証明書を発行し、貴企業へ送付。

5

### 留学生に送付

貴企業から証明書を採用留学生に送付。

### 企業が準備する書類

#### 留学生の在留資格変更の際し、企業が準備する書類

- 1) 労働者に交付される労働条件を明示する文書
- 2) 事業内容を明らかにする資料
- 3) 直近の年度の決算文書の写し

※在留資格変更に必要な申請書類は下記を参照

[http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU\\_NINTEI/zairyu\\_nintei10.html](http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/zairyu_nintei10.html)

### お問合せ先

「かがやき・つなぐ」北陸・信州留学生就職促進コンソーシアム 金沢大学事務局

Email : kagayaki-jimu@adm.kanazawa-u.ac.jp